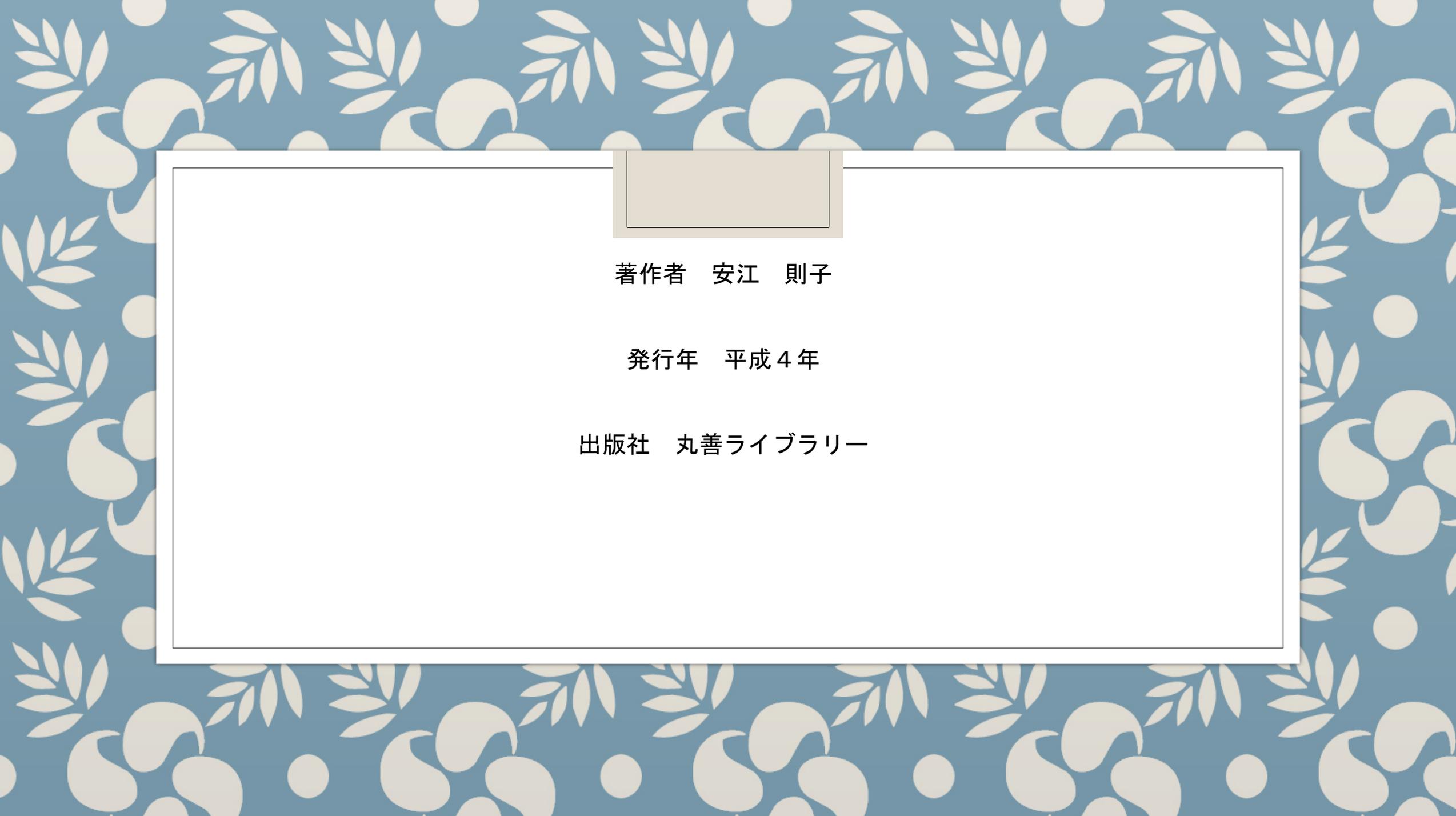


ヨーロッパ市民権の誕生

150781118 森 円香



著作者 安江 則子

発行年 平成4年

出版社 丸善ライブラリー

ヨーロッパ没落の直接的要因

1) フランス、ドイツの長期対立の誘発で戦争

ア) 石炭と鉄鋼の帰属を巡り紛争

2) 1920年代カレルギーの戦争防止対策

→ヨーロッパ統合の必要不可欠

ヨーロッパの国際的地位低下の中

1) ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの

ベネルクス三国は1944年経済統合で合意

2) 1948年1月1日ベネルクス、ユニオンの関税同盟の開始

ア) アメリカ、ソ連の二大勢力に対抗

→1950年ヨーロッパ統合

1951年4月18日パリ条約調印、

ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）設立

ECSCと並行しEDC（ヨーロッパ防衛共同体）創設→拒否

ECSC、EURATOM（欧州原子力共同体）、EEC（欧州経済共同体）の三共同体は主要機関を融合しEC（ヨーロッパ共同体）を設立

1965年フランスが閣僚理事会の会議を全てボイコット
→空席危機

1) 1966年ルクセンブルクの妥協で収拾

EC法

1) 成文法源と不文法源に分類

ECの基本条約

1) 共同体設立の条約

ア) 「欧州石炭鉄鋼共同体設立のパリ条約」 1952年発効

イ) 「欧州経済共同体設立のローマ条約」 「欧州原子力共同体設立のローマ条約」 1958年発効

2) 1) に修正追加の条約

ア) 「欧州三共同体に単一理事会および単一委員会設立の条約」1967年発効

イ) 「単一欧州議定書」1987年発効

ECの概要

- 1) 閣僚理事会、EC委員会、ヨーロッパ議会、EC裁判所
 - ア) 独自機関（国内の統治機構の三権分立に類似）
 - 2) 四つの主要機関の詳細
 - ア) 閣僚理事会
 - i) ECの主要な意思決定機関
 - ii) 対外関係において
 - a) 交渉の開始を許可 b) ECの予算案作成
- 議会と最終的にこれを決定

イ) EC委員会

場所：ストラスブール

- i) ECの政策の執行機関 →内閣のような役割
- ii) ECの政策案を法案の形でEC閣僚理事会に提出
- iii) 構成国と連携し政策を執行

ウ) ヨーロッパ議会

場所：ベルギーブリュッセル

- i) 前身はE C S C（欧州石炭鉄鋼共同体）で総会という立場の機関
→1987年単一欧州議定書によりヨーロッパ議会と正式に変更
- ii) 設立当初→監督および助言の諮問機関として権限を所持
- iii) 現在→議会の監督権限、予算に関する権限、協力手続き

1) 出入国管理と E C

ア) あらゆる個人が自国から出国、再入国の自由

→ 民主的な社会の基本権の重要な一部

イ) 「人の自由移動」の内容

i) 自国退去の権利

→ E C の市民は有効な身分証の携帯で構成国の領域内を移動可能

ii) 他構成国に入国の権利

→ E C 市民は観光客とは区別労働者の資格 他構成国入国の権利 ビザ不
必要

iii) 他構成国への滞在権利

→労働契約締結者に認可

iv) 他構成国内に居住の権利

自由移動の例外

- 1) ローマ条約で公共の秩序、安全、衛生上の理由による制限
 - ア) テロリスト、凶悪犯罪者、一定の伝染病患者
- 2) 公共機関での雇用

シェンゲン協定

1) 締約国の域内での国境検問の漸進的撤廃が目標の条約

1985年6月、ドイツ、フランス、ベネルクス三国で締結

2) 目的

ア) 国境検問の漸進的撤廃、外国人の取扱、難民・警察に関し
構成国が協力 → 国境なきヨーロッパ

ヨーロッパ市民のアイデンティティ

1) マーストリヒト条約（1993年11月1日）の議定書はヨーロッパ社会権を実現の意図

ア) EC構成国の国民がかつての敵国意識を捨て、ヨーロッパ建設の同胞の態度を表示

ヨーロッパ議会の権限の強化

1) 法案提出請求権

ア) 議会がある程度イニシアティブの可能性の出現

2) 意思決定手続きへの参加

ア) 不本意な法案に対し拒否→法案成立を阻止の権限付与

3) 査問委員会

ア) 臨時の査問委員会を設立の権限付与

 i) 議員の1/4の要求により設立可能

4) オンブズマン制度

ア) ヨーロッパ市民がオンブズマン（行政監察官）への発言権利を所持 → ヨーロッパ議会の権限拡大

市民レベルのヨーロッパ

1) エリート官僚や政府主導の不要→

一般市民の理解と
支持の必要性

マーストリヒト条約のメリットとデメリット

1) 文化的多面性

ア) 日常生活の変化により拒否反応

イ) 少数民族問題の解決

結論

異言語や異習慣のヨーロッパの人々の拠り所

ア) ギリシャ・ローマの伝統

イ) キリスト教の精神

ウ) 民主主義



精神的土壌

歴史的な政治統合へ